

新潟県臨床心理士会 会則

第1条 本会は、名称を新潟県臨床心理士会とする。

第2条 本会は、新潟県内在住の臨床心理士資格取得者の相互の連携、資質と技能の維持と向上をはかることを目的とする。併せて、一般社団法人日本臨床心理士会の都道府県団体会員の機能を持つこととする。

第3条 前条の目的を達成するために、以下のことをおこなう。

- ア 総会の開催
- イ 運営部門、職能部門、倫理委員会、研修委員会の設置と運営
- ウ 一般社団法人日本臨床心理士会との連絡業務、及びその他関係団体との連絡・交流
- エ 相互研修のための研修会・事例検討会の開催
- オ 地域住民・団体等に対する専門的援助活動
- カ その他、前条の目的を達成するために必要と認める活動

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同する臨床心理士をもって構成する。入会、退会を希望するものは、事務局に申し出て理事会の承認を得るものとする。

- 2 臨床心理士資格認定試験受験予定者で、本人の申し出があり、理事会に承認されたものを準会員とする。承認の基準は別に定める。

第5条 本会の事務局は、新潟市中央区上所2丁目2番地3号 新潟ユニゾンプラザハート館2階に置く。事務局は事務局長、及び理事会で委嘱された事務局員が担当する。

第6条 会費は、会員年10000円・準会員5000円とする。9月30日を納入期限とする。

- 2 入会金は5000円とし、正会員として入会するときに納入する。尚、前任地の県士会に正会員として在籍していた者が当会に入会する場合、入会金は免除とする。

第7条 会計年度は毎年4月より翌年3月までとする。年度途中よりの入会者は、その年度の会費を完納し、退会者は未納会費を完納しなければならない。

第8条 会員は次の理由により、その会員資格を失う。

- ア 自由意志による退会
- イ 2年以上の会費未納
- ウ 事務局との連絡が、2年以上なされない場合

第9条 会員および準会員は、別に定める新潟県臨床心理士会倫理規程を遵守しなければならない。併せて、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会及び一般社団法人日本臨床心理士会による臨床心理士倫理綱領を十分に理解し、遵守しなければならない。

- 2 会員が前号に定める規程に違反した場合は、倫理委員会による調査、報告を基にして本会理事会において処遇を決定する。

第10条 本会は、次の役員を置く。

- ア 会長 1名
- イ 副会長 1名
- ウ 理事 15名以内(会長・副会長含む)
- エ 監事 2名
- オ 顧問 若干名
- カ 日本臨床心理士会地方区選出代議員

第11条 理事の選任は、別途定める新潟県臨床心理士会理事選挙規程細則に基づき行うものとする。会長・副会長は理事の互選とし、委員会担当理事、事務局担当理事、部門担当理事は、理事の中から会長が委嘱する。

- 2 理事・監事の任期は3年とし、再任は妨げない。なお、理事が任期途中で退任した場合は理事会において正会員から選任し、残任期間を引き継ぐ。
- 3 事務局担当員、監事、顧問は会長が正会員の中から委嘱する。

第12条 総会は会長が招集し、正会員をもって構成する。

- 2 総会では、事業報告・決算報告および事業計画・予算、ならびに会則改正について決議する。
- 3 総会は、会員の3分の2(委任状を含む)の参加で成立し、決議は参加者の過半数をもって行う。但し、会則の改正の決議は、参加者の3分の2をもって行う。

第13条 理事は、本会の運営のための理事会に参加する。

2 理事会は、別に定める理事会規程に則って運営する。

第14条 本会則は、平成2年5月15日より実施する。

- 付則 本会則は、平成3年8月24日一部改正した。
- 付則2 本会則は、平成5年5月15日一部改正した。
- 付則3 本会則は、平成8年4月27日一部改正した。
- 付則4 本会則は、平成10年5月16日一部改正した。
- 付則5 本会則は、平成11年5月15日一部改正した。
- 付則6 本会則は、平成12年5月20日一部改正した。
- 付則7 本会則は、平成13年5月19日一部改正した。
- 付則8 本会則は、平成14年5月11日一部改正した。
- 付則9 本会則は、平成16年5月9日一部改正した。
- 付則10 本会則は、平成17年5月21日一部改正した。
- 付則11 本会則は、平成19年5月20日一部改正した。
- 付則12 本会則は、平成20年5月11日一部改正した。
- 付則13 本会則は、平成22年5月30日一部改正した。
- 付則14 本会則は、平成24年5月20日一部改正した。
- 付則15 本会則は、平成25年5月19日一部改正した。
- 付則16 本会則は、平成27年5月17日一部改正した。
- 付則17 本会則は、平成29年5月21日一部改正した。
- 付則18 本会則は、令和元年5月12日一部改正した。
- 付則19 本会則は、令和3年5月23日一部改正した。
- 付則20 本会則は、令和4年5月22日一部改正した。

会則附記

<準会員規定>

- 1 入会の承認基準は次の3項目を満たしていることとする。
 - ① 経験期間を満たせば、臨床心理士資格認定試験を受験する要件を備えていること
 - ② 心理臨床の現場を持っていること
 - ③ 正会員2名の推薦があること
- 2 推薦者は、準会員になったものが臨床心理士資格認定試験に合格し、正会員になるまでの間、責任を持って指導し、相談に乗ること
- 3 1年ごとに入会申込書を提出する更新制とする
- 4 総会、相互研修のための研修会などに参加することができる。ただし、総会の議決権はもたない。

<旅費規定>

- 1 会長会議、学校臨床コーディネーター会議、代議員会等に会を代表して出席し、どこからも旅費が支給されない場合、実費を支給する。
- 2 各種研修等に、委員会から推薦されて参加する場合は、実費を支給する。
- 3 理事会、各種委員会の出席については、実費支給する。ただし、定例研修会と併せて開催の場合は支給しない。

<慶弔費規定>

会員本人、会員の配偶者、子供死亡の場合、香典をおくる。額については理事会で決める。その他、理事会で必要と認めた場合、慶弔費をおくる。